

本省からの情報提供

「港湾の施設の技術上の基準」の改正、港湾におけるサイバーセキュリティ、最近のクルーズ情勢

「港湾の施設の技術上の基準」の改正について

- ◆ 「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」(令和2年8月交通政策審議会答申)を受けて、「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」において「港湾における気候変動適応策の実装方針」(令和6年3月)をとりまとめ。
- 令和6年4月1日に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づく「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」を改正し、**風**、**潮位**及び**波浪**について、**気候変動の影響を勘案する旨を規定**。
- ※ 今後、国、港湾管理者、民間が整備する港湾の施設に対して適用。

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示

改正後	改正前
(風) 第六条 風については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。 一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は推算値をもとに、<u>気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、風速、風向等を適切に設定するものとする。 二・三 (略) (潮位) 第七条 潮位は、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を<u>考慮し</u>、<u>気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、統計的解析等により、港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。 (波浪) 第八条 波浪については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。 一 施設の安定性、構造部材の断面の破壊(疲労によるものを除く。)等の照査に用いる波浪については、<u>長期間の実測値又は推算値をもとに</u>、<u>気象の状況及び将来の見通しを勘案して</u>、統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする。 二・三 (略)	(風) 第六条 風については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。 一 波浪及び高潮の推算に用いる洋上における風については、気象の長期間の実測値又は<u>推算値をもとに</u>、風速、風向等を適切に設定するものとする。 二・三 (略) (潮位) 第七条 潮位は、実測値又は推算値をもとに、天文潮及び気象潮、波浪による水位上昇並びに津波等による異常潮位を<u>考慮して</u>、統計的解析等により、港湾管理用基準面からの水位を適切に設定するものとする。 (波浪) 第八条 波浪については、性能規定及び性能照査で考慮する一の作用又は二以上の作用の組合せの状態に応じて、次の各号に定める方法により設定するものとする。 一 施設の安定性、構造部材の断面の破壊(疲労によるものを除く。)等の照査に用いる波浪については、<u>長期間の実測値又は推算値をもとに</u>、<u>統計的解析等により再現期間に対応した波浪の波高、周期及び波向を適切に設定するものとする</u>。 二・三 (略)

※ この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設又は現に建設中の技術基準対象施設については、この告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第六条第一号、第七条及び第八条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。(経過措置)

名古屋港コンテナターミナルのシステム障害を受けた対応

- 令和5年7月、名古屋港コンテナターミナルのシステムがランサムウェアに感染し、約3日間にわたりコンテナの搬入・搬出作業が停止
- 同7月、有識者等からなる「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置
- **緊急的対策**として、専門家の知見を踏まえた港湾分野における情報セキュリティ対策を事業者にも周知徹底
- 情報セキュリティ対策等の推進のための**制度的措置**についても同委員会で検討

システム障害の概要

- 対象：名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)※
※名古屋港の5つのコンテナターミナルにおけるコンテナの積みおろし作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステム
- 原因：不正プログラム（ランサムウェア）への感染
- 影響：令和5年7月4日から7月6日までの3日間において、
 - ・荷役スケジュールに影響が生じた船舶 37隻
 - ・搬入・搬出に影響があったコンテナ 約2万本（推計）

名古屋港のコンテナターミナル位置図

集中管理ゲート

飛島心頭北コンテナターミナル

NCBコンテナターミナル

飛島心頭南側コンテナターミナル

飛島心頭南コンテナターミナル

鍋田心頭コンテナターミナル

有識者委員会における検討等	
第1回 令和5年 7月31日	名古屋港の事案の原因及び対応策の分析 システムを運用する名古屋港運協会等からのヒアリング
第2回 9月29日	中間取りまとめ①【緊急的対策】 (情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策) → ・10月2日、関係事業者にも周知、必要な措置を講じるよう注意喚起 ・11月～12月、全国4か所（東京、名古屋、大阪、福岡）で説明会を実施
第3回 11月30日	中間取りまとめ②【制度的措置】 (サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け)
第4回 令和6年 1月24日	取りまとめ ○港湾運送事業法の観点 一般港湾運送事業者が作成する事業計画にターミナルオペレーションシステムの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求め、国が審査する仕組みを導入 ○サイバーセキュリティ基本法の観点 「重要インフラのサイバーセキュリティにかかる行動計画」を改定し、重要インフラ分野に「港湾分野」を位置付ける方向で検討 ○経済安全保障の観点 経済安全保障の観点からも国として積極的な関与を行うため、経済安全保障推進法の趣旨も踏まえ、ターミナルオペレーションシステム（TOS）を使用して役務の提供を行う一般港湾運送事業を経済安全保障推進法の対象事業とすることが必要であると考えられる。

【TOSの情報セキュリティの確保状況を国が審査する仕組みの導入】

港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある**事業計画にTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求める**

⇒事業計画に定める業務を確保することを通じ、情報セキュリティ対策を確保

【制度設計に際しての留意点とその対応】

- 事業計画に記載するTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項として何を求めるのか。
→**ネットワーク構成がわかるシステム概要図の提出を求めるとともに、システム面や体制面について特に重要な情報セキュリティ対策の実施を求める**
- TOSの使用者と所有者が異なる場合に情報セキュリティ対策の確保の実効性をどのように担保するのか。
→**TOSの使用者と所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類の提出を求める**
- コンテナターミナルの重要性やシステムの依存度が異なる中で、情報セキュリティ対策の設定条件及び情報セキュリティ対策のレベルをどうするのか。
→**特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾 については、そのほかの港湾で求めるセキュリティレベルより高いレベルの対策を求める**

※国の関与については、港湾運送事業者に過度な負担とならないよう、港湾運送事業の継続のために真に必要なものに限定する

【スケジュール】

令和5年12月18日～令和6年1月18日 パブリックコメントの実施
令和6年2月16日 改正港湾運送事業法施行規則の公布
令和6年3月31日 改正港湾運送事業法施行規則の施行

サイバーセキュリティ基本法における重要インフラの位置付け

重要インフラの
定義

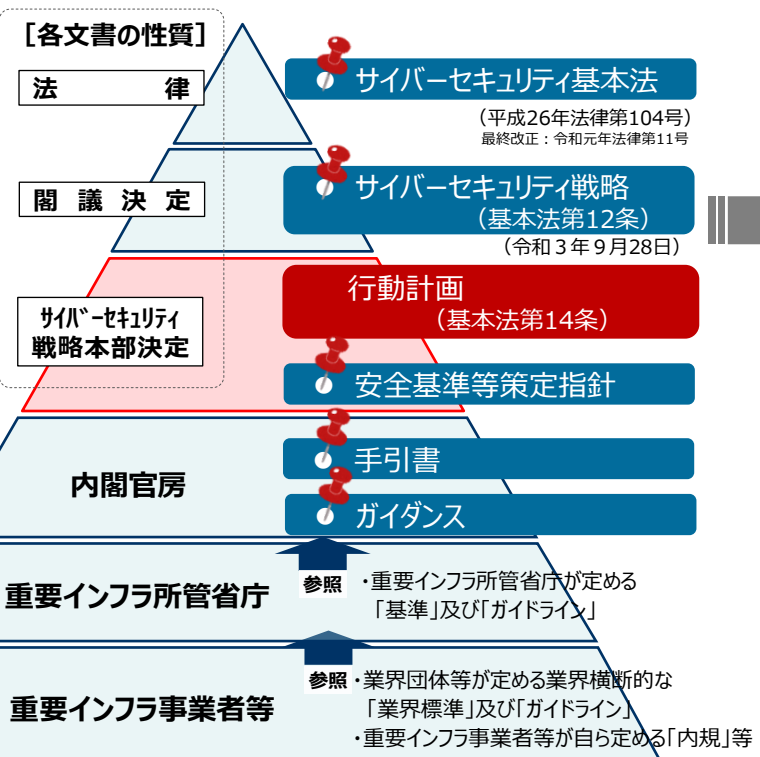
重要社会基盤事業者

国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

重要インフラの
責務

(重要社会基盤事業者の責務)
第6条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

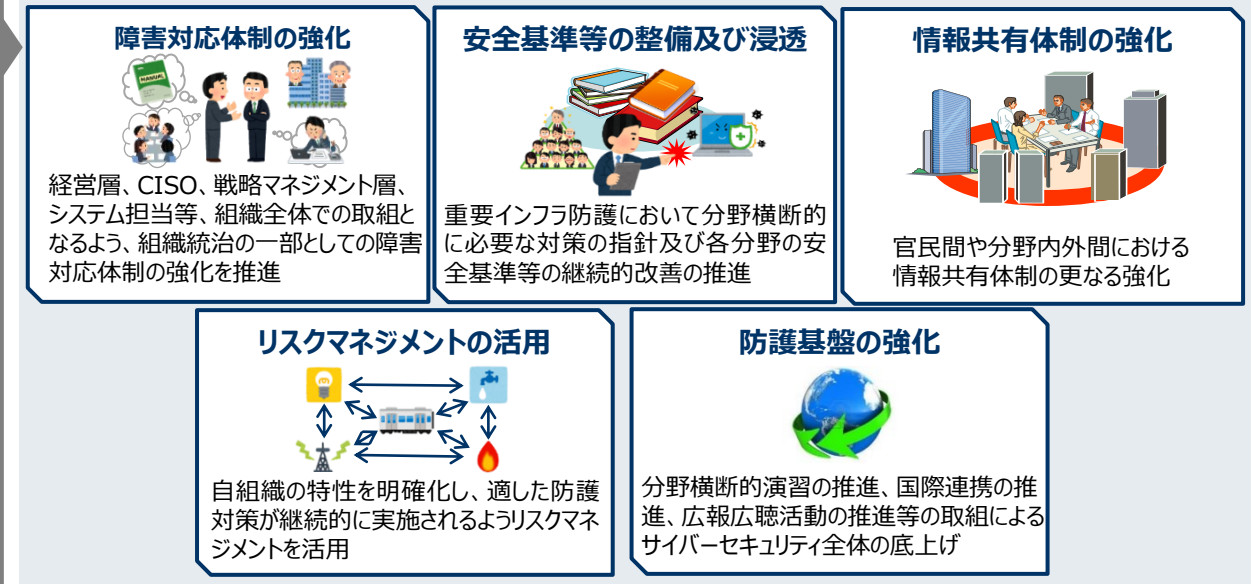
重要インフラ防護に関する戦略・指針等



「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」

✓ 重要インフラ防護に係る基本的な枠組みを定めた政府と重要インフラ事業者との官民共通の行動計画。国、重要インフラ事業者等が取り組むべき事項が規定。

主な取り組み



経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
の一部を改正する法律案の概要

趣旨

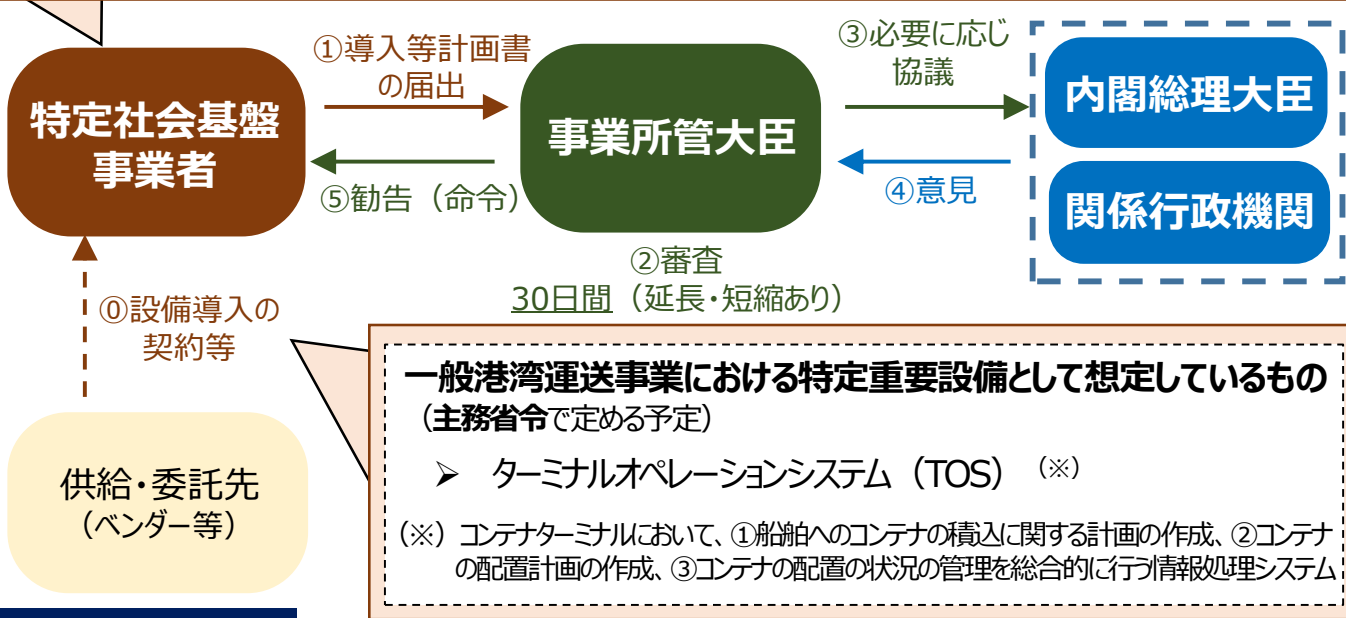
- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなど重要な14の分野を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者※が、重要な設備※の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。 ※対象事業者の指定基準・設備は省令で規定
- 港湾関係の事業は法律で定める事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生を受け、港湾関係のシステムについて精査を実施したところ、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するシステム※に支障が生じた場合、影響が甚大となりうることが判明したため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に、**一般港湾運送事業を追加する改正**を行い、当該設備（システム）の導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとする。 ※ターミナルオペレーションシステム（TOS）という。

概要（赤字部分が改正事項）

規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。この法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加する。）

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物 自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 (追加)	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

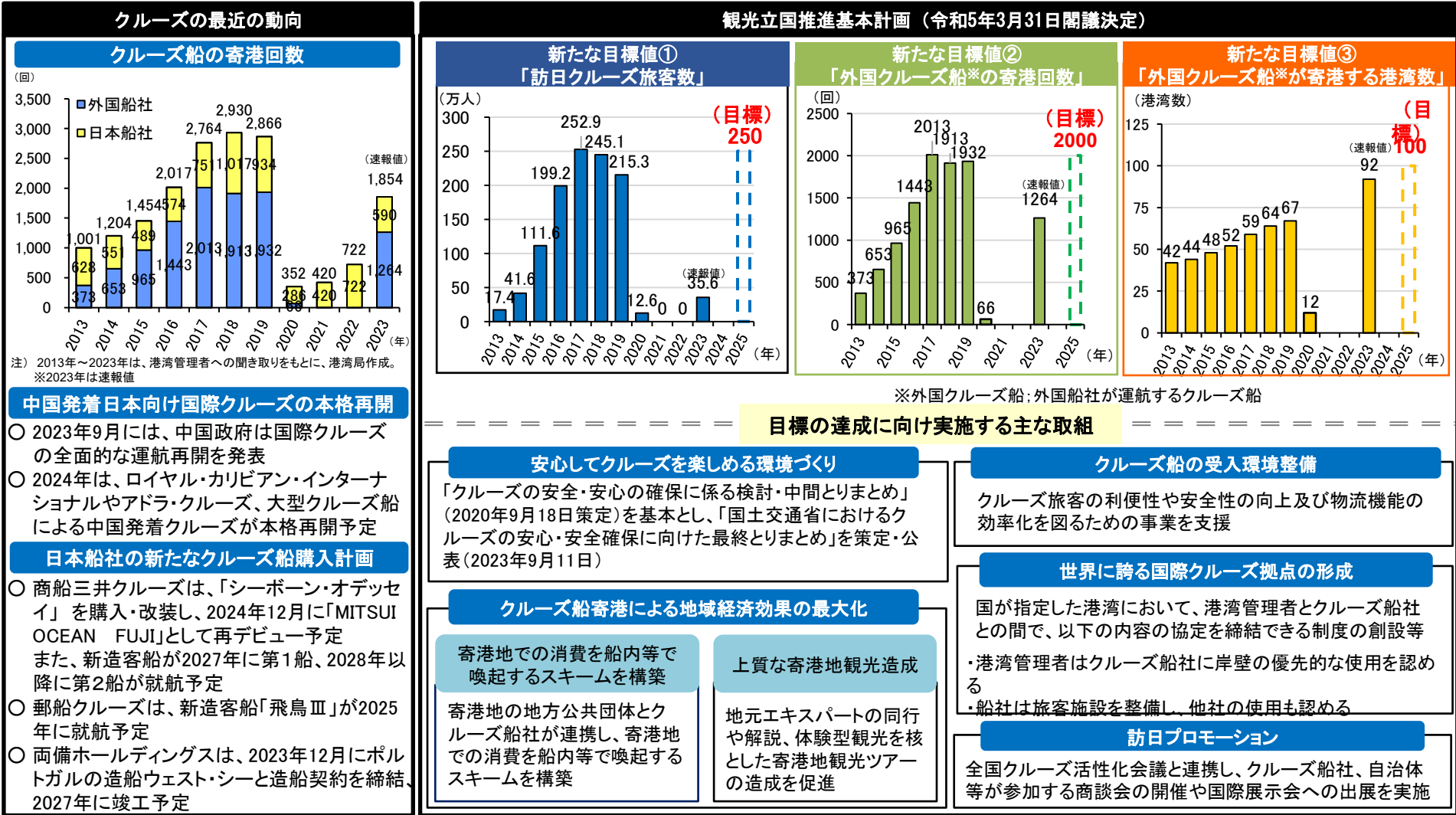


施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組

- 2023年のクルーズ船寄港回数は、国際クルーズが再開したことにより前年の約2.5倍に増加。
- 観光立国推進基本計画では、2025年に「訪日クルーズ旅客を250万人」「外国クルーズ船の寄港回数を2,000回超え」「外国クルーズ船の寄港する港湾数を100港」とすることを目指して取り組むこととしている。



外国クルーズ船の我が国への寄港回数(2023年速報値)

○2023年に外国クルーズ船が寄港した港湾等※1のうち、29の港湾等で外国クルーズ船が初寄港となった。

※1: 港湾等： 港湾法上の港湾(国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾、56条港湾)、漁港、離島(沖泊)

2023											
順位	港湾名	寄港回数	順位	港湾名	寄港回数	順位	港湾名	寄港回数	順位	港湾名	寄港回数
1	横浜	101	26	徳島小松島	12	51	尾道糸崎	3	76	両津(佐渡島)	1
2	長崎	95	27	八代	12	52	青方(中通島)	3	77	御前崎	1
3	鹿児島	78	28	室蘭	11	53	細島	3	78	伊根漁港	1
4	那覇	72	29	釧路	11	54	伊延(沖永良部島)	3	79	姫路	1
5	博多	59	30	油津	11	55	能代	2	80	鳥取	1
6	広島	58	31	宮之浦	11	56	岡田(大島)	2	81	西郷	1
7	神戸	54	32	新潟	10	57	敦賀	2	82	犬島	1
8	清水	53	33	新宮	10	58	田子の浦	2	83	蒲葎	1
9	高知	51	34	宇野	10	59	浦郷漁港	2	84	宇部	1
10	大阪	46	35	萩	9	60	御手洗(大崎下島)	2	85	長浜	1
11	函館	42	36	宇和島	9	61	仙崎	2	86	福江(福江島)	1
12	東京	33	37	宮古	7	62	小豆島	2	87	与論	1
13	石垣	33	38	仙台塩釜	7	63	里(上甕島)	2	88	古仁屋(奄美大島)	1
14	金沢	32	39	舞鶴	7	64	湾(喜界島)	2	89	下甕島(長浜港)	1
15	青森	29	40	下関	7	65	座間味	2	90	与那国(祖納港)	1
16	境	25	41	北九州	7	66	西表島(小浜港)	2	91	竹富島	1
17	秋田	21	42	酒田	6	67	兼城	2	92	波照間島	1
18	別府	19	43	小木(佐渡島)	6	68	杵形	1	合計		1264
19	名古屋	18	44	福山	6	69	苫小牧	1			
20	佐世保	18	45	松山	6	70	根室	1			
21	平良(宮古島)	17	46	和歌山下津	4	71	鵜泊	1			
22	小樽	15	47	厳原(対馬)	4	72	神威脇漁港	1			
23	高松	14	48	茨城	3	73	八戸	1			
24	唐津	13	49	伏木富山	3	74	八丈島(八重根港)	1			
25	名瀬	13	50	鳥羽	3	75	三宅島(三池港等)	1			

※赤字は外国クルーズ船初寄港の港湾等

※港湾管理者からの聞き取りによる速報値であり、今後変動する可能性がある

○クルーズ船の寄港促進を図るため、海外クルーズ船社と「全国クルーズ活性化会議」の会員との商談会の開催や、港湾施設に関する情報のウェブ上での一元的な発信などの活動を行っている。 <<https://www.wave.or.jp/jcpa/index.html>>

久元会長及び出席首長から要望書を受け取る石井副大臣



「クルーズdeツナグ・プロジェクト」
ロゴマーク

○クルーズ振興による地域活性化や日本人クルーズ旅客の増加、クルーズ文化醸成を目指し、全国・官民のクルーズ・港湾関係者が連携する初の取り組みとなる「クルーズdeツナグ・プロジェクト」を開始。

○主催：全国クルーズ活性化会議（会長：久本喜造 神戸市長）（JCPA）

○協力団体：（一社）日本外航客船協会（JOPA）、日本国際クルーズ協議会（JICC）、
（一社）日本旅行業協会（JATA）、（一社）全国旅行業協会（ANTA）、国土交通省・観光庁

第1弾 全国クルーズ・リレーシンポジウム

目 的：全国各地で一般の方々へのクルーズの魅力や寄港地への波及効果、港湾の役割などの理解醸成、受入機運向上

内 容：基調講演、パネルディスカッション、セミナー、市民向けクルーズイベント等

開催場所：全国クルーズ活性化会議会員の自治体内

開催時期：令和6年2月～（期間は1年程度を予定）

○全国クルーズ・リレーシンポジウム 開催イベント
（令和6年4月9日時点）

- ・2/21 ふじのくにクルーズ文化醸成セミナー
- ・2/22 令和5年度徳島小松島港クルーズ・セミナー
- ・2/22 八代港クルーズセミナー2024
- ・2/24 しののせきクルーズセミナー2024
- ・3/9 函館港「クルーズセミナー」
- ・3/13 青森港クルーズセミナー2024
- ・3/24 横浜港客船フォトコンテスト2023 表彰式・展示式
- ・5/17 名古屋港クルーズセミナー
- ・R6.7 港フェスタ金沢2024
- ・R6.8 客船フェスタ（神戸市）
- ・R6d中 大さん橋夜景クルーズと客船講演会
- ・R6d中 クルーズ船写真・ポスター展 など 全20件

第2弾 北陸復興応援～全国から北陸へエールを～

内 容

全国の港湾・クルーズ関係者が一体となり北陸復興応援プロジェクトを実施

各団体の取組（R6.4.15時点）

JCPA	全国55の港湾管理者等が各港のクルーズターミナル等において、北陸応援として北陸4県の動画の放映や、特設ブースでのPRや募金などを実施予定
JOPA	・船内での日本工芸会所属の人間国宝による工芸品（輪島塗等）を販売、売上金の寄付 ・船内ショップに北陸の地場産品を仕入・寄付する新コーナーをオープンし、収益を寄付 等
JICC	・船体に横断幕を設置し、乗客乗員より応援メッセージを記入いただき、最終的に金沢港へ贈呈 ・金沢港寄港時に能登を含む石川県産の物産市を開催し、応援を旅客に促進 等
JATA	・金沢港にて能登被災地の方々をコスタ・セレーナでの昼食会に招待するイベントを計画中 ・東京ビックサイトで開催されるツーリズムEXPOジャパンの会場で、被災地が元気になるような復興支援のコーナーを計画中 等
ANTA	・「行こうよ！北陸」キャンペーン等を通じた旅行商品の造成・販売

○4/15 共同記者会見にて取組内容を発表（神戸港停泊中のWESTERDAM船内）



★参加者

JCPA会長 久本喜造氏 神戸市長
JOPA副会長 向井恒道氏 商船三井クルーズ(株)代表取締役社長
JICC会長 堀川悟氏 (株)カーニバル・ジャパン代表取締役社長
JATA会長 高橋広行氏 (株)JTB取締役会長
ANTA副会長 近藤幸二氏 (株)全観トラベルネットワーク代表取締役社長
国土交通省 稲田雅裕氏 港湾局長

【参考】国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

○ クルーズ船の寄港促進のため、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図り、クルーズ旅客の受入環境改善を行うために要する費用の一部を補助する。

事業概要

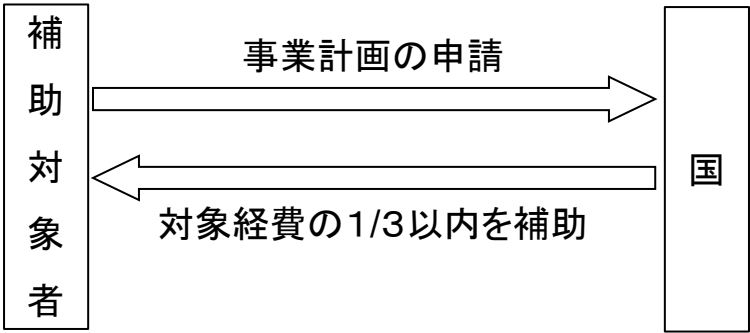
■補助対象経費

- ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

■補助対象者

地方公共団体(港務局を含む。)又は民間事業者

■事業スキーム



補助対象経費のイメージ

- 黄色: クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- ピンク: クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- 水色: クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費



【参考】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

持続可能なクルーズの振興を目指すため、上質な寄港地観光ツアーを造成することによる訪問観光先の創出と分散化、小規模港湾における早期の安全性確認による寄港地の分散化、寄港前のクルーズ旅客に対するマナー啓発、地域住民のクルーズ船受入に対応する理解醸成に要する経費の一部を補助する。

持続可能なクルーズ振興に向けた課題

今後のクルーズの寄港増加により、特定の港湾への寄港集中や、人気のある寄港観光地へのさらなる集中、また、クルーズ旅客によるマナー違反等の発生が懸念されている。

【事業内容】

①上質な寄港地観光造成	②船舶航行の安全性確認	③クルーズ客に対するマナー啓発	④地域住民の理解促進
「本物」や「特別感」をテーマとした上質な寄港地観光ツアーの造成 (例)FAMツアー、モニターツアー、商談会等  体験型のFAMツアー	小規模港湾等における船舶航行の安全性確認 (例)船舶航行安全委員会の開催 安全性の現地確認 等  小規模港湾における安全性確認	寄港前及び寄港中のクルーズ旅客に対するマナー啓発 (例)ターミナル等における動画放映、寄港地の看板設置 等  ターミナルにおける動画放映	地域住民との協働の強化を通じたクルーズを身近に感じられる取組 (例)フェスタ、船内見学会 等  住民向けフェスタ
訪問観光先の創出・分散化	寄港地の分散化・多様化	マナー違反の防止	クルーズ船受入に対する理解醸成

・補助対象者： 港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、クルーズ振興のための地域の協議会等

・補助率： 1／2以内

【参考】クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。

補助対象経費

・ クルーズ船の受入体制強化

●クルーズ船受入に向けた安全対策

(例: 船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認 等)

・ クルーズ船寄港プロモーション

●新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション

(例: 国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信 等)

・ クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出

●地場産品等の消費喚起

(例: 船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築 等)

●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

(例: 船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験 等)

●上質な寄港地観光及び海上観光の造成 (★)

(例: 上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証 等)

補助対象者

- ・ 港湾管理者
- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)
- ・ クルーズ振興のための地域の協議会等

補助率

- ・ 1/2以内

※(★)については、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となる。

補助対象経費のイメージ

